

# 『地域福祉・生活支援拠点づくりの考え方と実際』 ～地域包括ケアを住民主体ですすめるために～

このたび、「社協・生活支援活動強化方針」を推進していくための資料として、シリーズ3冊目となる事例集を刊行しました。平成27年4月の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムをさらに積極的に推進することが打ち出されています。本事例集は、住民主体の地域包括ケアをめざし、地域福祉・生活支援の拠点づくりを全国的に推進するべく、その意義や運営の考え方、実践例等を紹介するものです。これからの、社協らしい介護サービス事業の展開を考えるうえでもぜひご活用ください。

**体裁：A4判・60頁 頒布代：1部500円（税込・送料別）**

## 内 容

解説編 「地域福祉・生活支援拠点」の意義と機能

- ・「地域福祉・生活支援拠点とは」
- ・小地域における地域福祉・生活支援拠点づくりの意義
- ・地域福祉・生活支援拠点に求められる機能
- ・地域福祉・生活支援拠点の立ち上げと運営

事例編 地域福祉・生活支援拠点の実践事例

- ・宝塚市社協 ふれあい鹿塩の家
- ・大垣市社協 デイサービス青野・青野ふるさと福祉村
- ・南アルプス市社協 しゃきよんの家
- ・高島市社協 えがお屋本舗宿鴨店
- ・旭川市社協 地域福祉活動拠点「すずかけ」
- ・高知県あったかふれあいセンター

資料 「社協・介護サービス事業推進方針2015」（全文）

## 「地域福祉・生活支援拠点」とは

- 介護サービス（小規模型通所介護や小規模多機能型居宅介護等）を実施しつつ、当該サービスの利用者だけでなく、周辺地域の在宅の高齢者等も含めた支援を志向している。（地域のケア拠点としての機能）  
※介護保険制度等に基づく介護サービスの実施は必須条件ではなく、地域の状況によっては、子どもや障害者に対する福祉サービスやふれあい・いきいきサロン等の住民活動が中核的な事業・活動となることも考えられる。
- 住民やボランティア、NPO、支援を必要とする当事者等が出入りし、多世代の多様な立場の人々が出会い、交流する場になっている。
- 住民の地域福祉活動や生活支援サービスの活動、ネットワークの拠点になっている。
- 地域に開かれ、地域に支えられる運営を行っている。

FAX 03-3581-7858 (全社協・地域福祉部行き)

## 頒布資料注文書

資料名	価格 (税込、送料別)	注文部数
「社協・生活支援活動強化方針」の推進3 <b>地域福祉・生活支援拠点づくりの考え方と実際 ～地域包括ケアを住民主体ですすめるために</b>	500 円	

申込者氏名	請求書の宛名
【送付先住所】	
〒 _____	
_____ 都道府県 _____ 市町村 _____	
TEL ( ) _____	_____
FAX ( ) _____	_____
支払方法…郵便振替・銀行振込 どちらかに○してください。	

申込先：全国社会福祉協議会 地域福祉部

(FAX 03-3581-7858)

〒100-8980

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL03-3581-4655